

## 監督処分について

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）の規定により、下記のとおり監督処分を行いましたのでお知らせします。

### 記

1 処分を受けた者に関する事項

匠耀防水株式会社

代表者 今田 雅雄

仙台市太白区羽黒台17番34号

2 処分に関する事項

(1) 処分年月日 令和8年5月29日

(2) 処分を行った者 宮城県知事

(3) 根拠法令 法第29条第1項第2号

3 処分の内容

一般建設業許可の取消

4 処分の原因となった事実

匠耀防水株式会社の元役員が、令和6年5月15日付けで禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者に該当していたことが判明した。

このことは、法第29条第1項第2号に該当する。

※ 参考

【建設業法抜粋】

第8条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれか（許可の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第七号から第十四号までのいずれか）に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。

七 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

十二 法人でその役員等又は政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第十号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者についてはその者が第29条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第12条第五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は政令で定める使用人であつた者を除く。）のあるもの

（許可の取消し）

第29条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該建設業者の許可を取り消さなければならない。

二 第8条第一号又は第七号から第十四号まで（第17条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するに至つた場合